

平成31年度

長井市社会福祉協議会
事業計画書・収支予算書

社会福祉法人

長井市社会福祉協議会

平成31年度 長井市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

国は、少子高齢化社会に対し、「女性も男性も、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も、全ての人に活躍の機会をつくることができれば、少子高齢化も必ずや克服できる。」地域共生社会の実現に向け動き出しました。

地方自治体においても包括的な支援体制づくりが進められており、地域福祉の推進が重要な課題となっております。

長井市社会福祉協議会では、「ささえあう 心をつなぐ ふくしのまち ながい」をスローガンに第2次長井市地域福祉活動計画を実施してまいりました。本年度は、第2次地域福祉活動計画最終年度となります。引き続き計画事業に取り組みながら活動計画の評価を行い、新たな課題へと挑戦していく第3次長井市地域福祉活動計画を策定していかなければなりません。

第3次地域福祉活動計画では、地域の課題を「我が事」としてとらえ、「丸ごと」取り組んでいく地域共生社会の実現に向けた地域福祉活動計画の策定を目指します。

また、本年度からは、平野児童センター、平野学童クラブの指定管理者として施設運営を行ってまいります。すでに指定管理者として運営している児童センター同様、地域の方々の期待に応え、安心してお子様が通える児童、学童の擁護・支援を行ってまいります。

当会は、地域福祉事業のほか、介護事業、保育事業、障がい者支援事業などの社会福祉事業を運営しておりますが、その経営環境は大変厳しいものとなっております。利用者の皆様が安心して利用し続けられるよう運営の見直しをはじめ経営改善計画を策定しながら事業運営を実施してまいります。

以下は、平成31年度の主な重点事業となります。

1. 「第3次長井市地域福祉活動計画」の策定

具体的事業項目 8-(1)地域福祉活動計画

2. 社会福祉事業の経営改善に向けた取り組み

具体的事業項目 6-(1)居宅介護支援事業、6-(2)訪問介護事業、
6-(3)障害者等居宅介護事業、6-(8)せせらぎの家の経営

3. 平野児童センター、平野学童クラブの管理運営

具体的事業項目 6-(6)長井市平野児童センターの経営

4. 福祉事業者等の参画による協働活動の場の創設

具体的事業項目 4-(6)社会福祉法人連携による協働活動の場の創設

II 事業項目と内容

1. 福祉の情報提供・啓発・育成に関する事業

福祉についての情報提供、啓発、育成活動を展開し地域福祉への理解促進を図ります。

地域での取り組み支援	
(1) ささえあい事業 (きっかけ編)	◆地区（自治公民館単位）、地域団体などに活動費として助成金制度と活動支援を実施し、地域福祉活動を取組むきっかけづくりを進めるモデル事業を実施します。 事例：会合等での福祉の話し合い、あいさつ運動の実施
福祉の情報提供	
(2) 広報活動	◆年4回定期的に社会福祉協議会だよりを発行します。社協活動の計画・報告、福祉サービスの周知、ボランティア情報・福祉イベント等の情報提供を行い、福祉の啓発に努めます。また、市広報や新聞、おらんだラジオ等を活用し、広く情報提供を行い福祉事業への参加促進を図ります。 ◆社協ホームページとして「長井の福祉情報サイト“ながいのふくしランド”」を随時更新し、最新の福祉情報を提供するとともに、福祉活動の啓発、参加促進を図ります。
(3) 出前福祉講座	◆福祉への関心を高めるきっかけづくりとして地域・団体の集まり等に出向き出張形式で福祉講座を実施し、福祉活動や福祉情報の提供を行います。 福祉講座 ・地域福祉について ・認知症について ・介護保険制度について ・福祉疑似体験 ・福祉サービス利用援助事業について ・介護予防レクリエーション ・福祉手品 ・福祉スポーツ体験 ・栄養講座 など
地域支援・福祉啓発	
(4) 福祉座談会の開催	◆地域の福祉課題や取り組みの現状について気軽な雰囲気話し合いながら、地域のささえあいや課題解決のきっかけづくりになるよう地域における福祉座談会を実施します。 ・民生委員・地区長・地域の福祉関係者による座談会 ・各地区で進めている「地域づくり計画」の福祉分野のワークショップや座談会等への協力
(5) ふれあい福祉まつり	◆市民の方々、施設・福祉団体、ボランティア団体、関係機関の方々に広く参加を呼びかけ、障がいや世代を越え一堂につどい、ささえあいの輪を広げることを目的としたまつりを開催し、福祉の理解促進に努めます。 福祉団体や他業種団体等と幅広く連携を図り、更なる参加増と福祉ネットワークの拡大を図ります。 ・開催日 9月21日（土） ・場 所 生涯学習プラザ

<p>(6) あいさつキャンペーンの実施</p>	<p>◆人と人とのつながりや地域への関心を高めるきっかけづくりとして、社協だよりやホームページ、イベントなどであいさつの大切さについて呼びかけるとともに、標語を募集するなどのあいさつキャンペーンを行います。</p>
<p>(7) 総合相談事業</p>	<p>◆老人福祉センターを拠点とし、各地区に「心配ごと相談員」を委嘱・配置しながら、生活上の困りごとの相談を総合的に受けつけ、必要に応じ専門相談までのつなぎを行います。市民の方が身近に利用しやすい相談体制づくりと利用拡大を図ります。</p> <p>①心配ごと相談員の各地区配置 ②専門相談の充実 ③相談員研修会の開催 ④心配ごと相談日（毎月最終木曜日）</p>
<p>(8) 人材づくり研修の実施</p>	<p>◆地域や福祉に関心を持ち、地域活動及びボランティア活動を推進する人材づくりを行うため、他事業と連携を図りながら、各世代や団体等に求められる研修を検討、実施します。</p>
<p>(9) 小中高校生を対象とした人材づくり (福祉学習、体験学習)</p>	<p>◆子どものころから地域や福祉にふれる機会をもち、関心を持つきっかけづくりとなるような福祉学習の提供を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疑似体験（高齢者・車いす・視覚障がい・手話・点字） ・ボランティア ・高齢者との交流 ・福祉スポーツなど
<p>(10) 社会福祉活動功労者顕彰事業</p>	<p>◆多年にわたり社会福祉、ボランティア活動に献身的な努力を続けられ他の模範である個人・団体等を顕彰し、福祉の高揚を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長井市社会福祉功労者顕彰事業の開催 ・県社協・市・県その他顕彰事業への推薦
<p>(11) 隣組推進研究会の実施</p>	<p>◆地域でのささえあいを広げるため、隣組推進研究会を開催し、隣組の現状や大切さについて意見交換の場や設けるなど、隣組の推進を図る取り組みを実施します。</p>
<p>(12) 拠点づくりに向けた支援</p>	<p>◆地域における福祉活動を進めていくための拠点となる場が作れるよう検討を行うとともに、各地区のコミュニティセンターと連携を図り、各地区で進めている「地域づくり計画」の福祉分野の支援を行います。</p>

2. 日常的な支えあい・活動の拠点づくりに関する事業

日常的な支えあい活動や活動の拠点の立上げ、活動支援を展開し地域福祉活動の充実を図ります。

<p>地域での取り組み支援</p>	
<p>(1) ささえあい事業 (場づくり編)</p>	<p>◆地区（自治公民館単位）、地域団体などに活動費として助成金制度と活動支援を実施し、地域での交流の場づくりを支援していくためモデル事業を実施します。</p> <p>事例：高齢、子育て、障がいなどの各種サロン立ち上げ</p>

<p>(2) ささえあい事業 (取り組み編)</p>	<p>◆地区（自治公民館単位）、地域団体などに活動費として助成金制度と活動支援を実施し、地域でのささえあいの活動を支援していくためモデル事業を実施します。 事例：地域での除雪活動、声かけ・見守り活動</p>
<p>集まりの場の支援</p>	
<p>(3) 外出支援事業 (福祉バス貸し出し)</p>	<p>◆健康や生きがいがづくり・福祉活動への参加を促進するため、高齢者や障がい者等の福祉団体、各種任意のサークル及び団体等に対し福祉バスを貸し出しし外出支援を行います。</p>
<p>(4) ふれあいサロン事業</p>	<p>◆老人福祉センターにて、市の委託を受け、在宅高齢者の生きがいと健康づくり活動、介護予防活動を展開し、社会的孤立感の解消と自立した生活の助長を図ります。 ・開催日 週3回（月・水・金曜日） ・利用人員 平均33名</p>
<p>(5) 集まりの場事例集の作成</p>	<p>◆市内の集まりの場についての情報を集め事例集を作成し情報提供を行い、集まりの場の実施拡大を図ります。（高齢・子育て・障がいサロン情報等）</p>
<p>(6) サロン等協力員の研修会</p>	<p>◆市内のミニデイサービス、サロン等の集まりの場を支える協力員を対象としたスキルアップのための研修会及び情報交換会を実施します。</p>
<p>(7) 地域交流の場の研究と発掘</p>	<p>◆市内の施設や企業等を利用した集まりの場の発掘をし、情報提供を行います。</p>
<p>(8) 老人福祉センター運営</p>	<p>◆高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション及び各種相談の拠点施設として活用いただきます。 老人福祉センターの貸出及び入浴時間 ・開館日 12月29日～1月3日を除く毎日 ・使用時間 9時30分～16時 ※ただし、入浴設備については、月・水・金・土の11時～16時の利用となります。 ◆土日祝祭日の開放により高齢者及び障がいのある方の生きがい活動・サロン活動の推進を行います。 ◆高齢者の趣味と生きがいがづくり活動として「シニア活動デー」を継続実施し、高齢者の集まりの機会づくりと老人福祉センターの利用拡大に努めます。 ◆ホームページ等を利用しセンターの周知と利用促進を図ります。</p>
<p>(9) 出前福祉サービス事業</p>	<p>◆地域のサロンの活動の支援・普及を目的として、ミニデイサービスやサロンなどの集まりの場がない公民館や利用者宅に事業協力員を派遣し、情報提供や軽運動の指導等を行います。</p>

(10) 関係機関と連携した要援護者の把握	◆地区長、住民組織、民生委員児童委員、行政等と連携し、市防災計画の取組みなどに合わせ地域の要援護者把握、状況把握に努めていきます。
-----------------------	---

3. ボランティア活動の推進に関する事業

ボランティアセンターにて情報発信、普及活動、ボランティアのコーディネートを推進していきます。

ボランティアの情報提供	
(1) ボランティアの情報発信	◆ホームページやおらんだラジオ、社協だより等を活用し、ボランティアをしたい人やしてほしい人に常に情報が届くよう、情報の発信に努めます。
(2) ボランティア講師登録制度の実施	◆老人センターで実施しているふれあいサロン事業やミニデイサービス、地域のサロンなどの集まりの場において演芸などの特技を披露していただく「ボランティア講師」の登録、紹介制度を実施し、サロン活動への情報提供、活動支援を行います。
(3) 一斉ボランティアの日	◆ボランティアチャレンジ月間を設定し、参加団体等を募り、その活動を広く紹介するなど、気軽にボランティアを始めるきっかけづくりとして地域に広く呼びかけ実施します。
(4) ボランティア講座の実施	◆ボランティアへの関心を高めるとともに、活動へのきっかけづくりや実践者の育成を図るため、各種ボランティア講座を継続実施します。 ・小中高生サマーボランティアスクール ・ウィンターボランティアスクール ・傾聴ボランティア講座 等
(5) ボランティア活動プレゼン会	◆既存のボランティア活動の活性化と新たな活動者の育成のため、市内のボランティア活動者や団体と連携を図り、活動を紹介するプレゼン会を実施します。
(6) ボランティア実践者、担当者むけ研修会	◆ボランティア活動者や施設等の受け入れ担当者を対象とした研修会や情報交換会の企画、検討を行います。
ボランティア活動活性化	
(7) ボランティアセンター充実研究会	◆市内外の関係者に協力をいただきボランティアセンターが地域に役立つ存在になるための研究会（ボラセンラボ）を実施します。
(8) ボランティア育成・活動資金の研究及び情報提供	◆ボランティア育成や活動を支援するための資金について検討を行うとともに、各種助成金等の情報を各団体へ情報提供していきます。

(9) ボランティア活動なんでも相談室	◆ボランティアコーディネーターを配置し、常時ボランティアに関する情報の提供、相談、登録、コーディネートができる体制を整え、センター機能の充実を図ります。
(10) 学校との連携強化	◆小中学生を対象としたボランティア体験作文を募集し優秀な作品の表彰と発表会を実施します。 ◆学校や施設等と連携し、ボランティア体験学習等を実施し、子どもの頃からボランティアにふれる機会づくりを進めます。
(11) ボランティア団体の情報交換会 (「まとまるといいごどある座談会」との連携)	◆ボランティアを含む市民活動の実践者が集まり、情報交換や新たな連携が生まれる場づくりとして座談会を実施し、緩やかなつながりづくりを進めます。

4. 連携・協働・新たな福祉サービスの研究に関する事業

常に変化する地域ニーズに対応するため、新たな連携や協働づくり、新たな活動支援に取り組んでいきます。

福祉サービスや生活課題への取り組み	
(1) 福祉サービス理解促進活動	◆福祉サービスの利用促進をはかるために、当事者団体等と連携を図りながら研修会、座談会を開催します。
(2) 関係機関との連携による新たな共助・サービスの研究	◆地域でのニーズ把握活動から出された課題や制度の狭間にある課題解決に向け、関係機関と協働して新たな共助・サービスの研究、支援体制の整備を行います。 ◆身体に障がいのある若者のサロン(ピアカフェ)の実施及び身体障害者福祉協会サロンへの活動協力などを行い、新たな集まりの場づくりと福祉ニーズ把握に努めます。 ◆観光とバリアフリーを結びつけた「長井バリアフリーマップ」を活用したイベント(まち歩き等)を開催し、バリアフリーへの理解促進を図ります。 ◆フードバンクについて周知を図り、ご協力いただいた寄附食料を生活困窮者などへ提供し活用します。 ◆ボランティア団体と連携し、子どもの孤食対応と親と子の居場所づくりを目的とした虹の広場(こども食堂)を定期開催します。 ◆ひきこもりの相談について、専門機関へのつなぎを行うとともに、勉強会や関係機関との情報交換会を実施しニーズ把握に努めます。
組織の垣根をこえたネットワークづくり	
(3) 除雪ボランティア活動の支援	◆行政、民生委員、他関係機関との連携により、制度の狭間にある高齢者等要支援世帯への除雪支援に取り組めます。また、情報発信により個人及び企業・団体の除雪ボランティアの募集・登録を進め、除雪支援体制の整備を図り、地域でのささえあいのしくみづくりに努めます。

<p>(4)災害ボランティアセンター連絡会</p>	<p>◆大規模災害時に迅速に対応するため災害ボランティアセンター設置マニュアルに基づき、関係機関と連携を図りながら訓練の実施と情報の発信、協力者の拡大を図ります。</p>
<p>(5)関係機関及び団体との連携</p>	<p>◆行政、学校、地域、ボランティア・NPO等なかなか普段交流の機会の少ない多様な団体・個人による情報交換・新たな連携づくりを目的とした座談会（まとまるというごどある座談会）を開催します。</p> <p>◆関係団体間のメール等を利用したネットワークづくりの検討を行います。</p> <p>◆小地域における地域福祉の推進のため、各地区で進めている「地域づくり計画」やの福祉分野活動の把握を行うとともに、活動への協力・支援を行います。</p>
<p>(6)社会福祉法人連携による協働活動の場の創設</p>	<p>◆市内社会福祉法人の連携を図るため、活動の基盤となるプラットフォームを創設し、その中で地域貢献活動として「地域における公益的取組み」についての情報交換を行い、地域課題やニーズに対し連携・協働が図れるよう、事業立ち上げに向け取り組みます。</p>
<p>(7)長井・飯豊手をつなぐ育成会への支援（事務局担当）</p>	<p>◆知的障がいのある方の権利の擁護と在宅生活への支援を図るため、会員相互の連携と関係機関との協力により会の育成援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数 35名
<p>(8)老人クラブ連合会への支援（事務局担当）</p>	<p>◆地域社会を基盤として介護予防の一翼を担う老人クラブ活動を活発化し、相互扶助の地域づくりを図るため、会の運営及び活動について関係機関と協力し、その支援育成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単位老人クラブ数 28クラブ ・会員数 1,387名
<p>(9)民生委員児童委員協議会連合会の事務局</p>	<p>◆地域住民の最も身近な支援者として、要援護者に対する助言援助をはじめ活動がより充実するよう、会の運営の協力を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員 65名 ・主任児童委員 6名 ・単位民協 中央地区、北部地区、南部地区民協 ・専門部会 老人福祉部、身障福祉部、児童福祉部 ・委員会 主任児童委員会

5. 生活支援・福祉サービス利用支援・権利擁護に関する事業

生活に支援が必要な方に対し金銭面、サービス利用面、相談支援面など地域生活の支援を行います。

<p>(1)生活福祉資金の貸付事業</p>	<p>◆低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の生活安定や在宅福祉及び社会参加の促進を図るために、世帯単位への貸付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金の種類 ①総合支援資金 ②福祉資金　・福祉費　　・緊急小口資金 ③教育支援資金 ④不動産担保型生活資金 ⑤要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ⑥生活復興支援資金
<p>(2)たすけあい資金の貸付事業</p>	<p>◆低所得世帯の生活つなぎ資金として貸付を行うとともに、相談支援が必要な世帯については継続的な相談支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金額　　50,000 円の範囲内 ・利　　子　　無利子 ・貸付期間　　10 か月以内
<p>(3)福祉サービス利用援助事業 (日常生活自立支援事業)</p>	<p>◆認知症等高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方等に対して、福祉サービスの相談援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、地域で安心した生活が営めるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭管理サービス ③書類等の預かりサービス <p>◆関係機関への事業の周知及び連携強化により、利用拡大を図ります。</p> <p>◆関連する研修会への積極的な参加により、関係職員、生活支援員の業務能力向上に努めます。</p> <p>◆成年後見制度の啓発啓蒙を行います。</p>
<p>(4)生活困窮者自立支援事業</p>	<p>◆生活困窮者の自立を目的に対象者からの相談に応じ、個別のかつ継続的に必要な情報の提供や助言等を行います。</p> <p>◆生活困窮者の自立の尊厳の確保と生活困窮者支援を通じた地域づくりを行います。</p> <p>◆フードバンクや子ども食堂の実施窓口となり必要な方への支援を行います。</p>
<p>(5)避難者生活支援事業</p>	<p>◆市内に避難されている世帯を対象に、生活支援相談員の配置により訪問・相談活動や定期的な交流会を開催します。活動を通して対象者が地域でいきいきと生活を送るための活躍の場づくりや帰還された方々の保養等の支援を行います。</p>

(6) 介護者教室事業	◆在宅において介護をされている家族の方及び介護に関心のある方が、心身のリフレッシュと情報交換及び情報収集を行える場として、月1回交流会を行います。
(7) 福祉有償運送事業	◆移動に制約のある方を対象として、会員登録制をとり、福祉有償運送を行います。
(8) 福祉機器の貸与事業	◆高齢者や障がいのある方で一時的にベッド、車イスの利用が必要な方に短期間の貸し出しを行います。
(9) 福祉サービス苦情解決体制の充実	◆福祉サービス利用者の苦情解決の窓口として、社協内各事業所に設置の苦情解決委員会を開催し体制の充実を図ります。 ◆山形県運営適正化委員会と連携しながら苦情の解決制度についての周知に努めます。

6. 福祉サービスの充実・福祉施設の地域交流に関する事業

介護保険事業、保育事業、放課後学童事業、障害者総合支援事業の福祉サービスを実施・充実します。

介護保険事業・障害者総合支援事業	
(1) 居宅介護支援事業 (介護保険)	◆心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者及び家族の意向を尊重し、状態に適した居宅サービス計画を作成し、多様な事業者から総合的かつ効果的な福祉サービスが利用できるように連絡調整、紹介等を行います。 また、経営改善計画に基づき、組織体制を強化し、加算や担当件数の確保に努めるとともに、他事業と連携し利用者のニーズを把握し、介護支援専門員の専門性資質の向上と研修によるさらなるサービスの充実を図ります。 ・介護支援専門員 5名 ・営業日 月曜日～金曜日 (但し、12月29日～1月3日は休業) ・営業時間 8時30分～17時(但し、要望により時間外も対応)
(2) 訪問介護事業 (介護保険)	◆要介護者等の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適正な介護計画を作成し、身体介護、生活援助等のサービス提供を行います。 また、経営改善計画に基づき、認知症対応の強化や利用者増に努めるとともに、利用者のニーズを把握し、訪問介護員の資質の向上と研修によるさらなるサービスの充実に努めます。 ・常勤訪問介護員 2名 ・非常勤訪問介護員 1名 ・登録訪問介護員 9名 ・営業日 毎日(但し、1月1日のみ休業) ・営業時間 7時～21時(但し、要望により時間外も対応)

<p>(3)障害者等居宅介護事業 (障害者総合支援)</p>	<p>◆障がいのある方の心身の状況に応じて自立した生活が営めるよう、身体の介護及び家事の援助等、日常生活の支援を図ります。</p> <p>また、経営改善計画に基づき、加算の取得や利用者増に努めるとともに、利用者ニーズに対応できるよう、訪問介護員の専門性を高め、資質の向上と研修によるさらなるサービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員体制、営業日、時間は介護保険訪問介護事業と同じ
<p>(4)介護保険・障害者総合支援 以外の介護事業</p>	<p>◆介護保険適用外日常生活援助事業</p> <p>要介護者等で日常生活を送る上で支障のある高齢者等に対し、介護保険適用外の家事の援助、院内介助等のサービス提供を行い、自立した生活を送る支援を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業日 毎日（但し、1月1日のみ休業） ・営業時間 8時30分～17時
<p>保育事業</p>	
<p>(5)はなぞの保育園経営</p>	<p>◆地域の保育ニーズに応え、心身共に健やかに育つための環境づくりと共に、児童福祉の理念を保育の基本とし子どもの人権を尊重しながら、安心でき信頼される保育園を目指し取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標 <ul style="list-style-type: none"> ①やさしく活発に遊べる子ども ②素直にあいさつできる子ども ③たのしい食事の雰囲気の中でよくかんで好き嫌いなく食べる子ども ・入所定員 120名（4/1入所予定人数122名） ・受入年齢 4か月～5歳児 <p>◆病児保育施設「みつばちルーム」</p> <p>長井市より委託を受け病気となった子どもの受け入れを行い、保育を行いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所定員 3名（事前登録制） ・受入年齢 生後6か月から小学校3年生まで
<p>(6)長井市致芳児童センター、 長井市伊佐沢児童センター、 長井市豊田児童センター、 長井市平野児童センター の経営</p>	<p>◆指定管理者として児童福祉の理念に基づき健全な児童福祉の向上に努めると共に、保護者や地域との連携を密にし、多様化する保育ニーズに対応できる施設づくりを進めます。またより信頼される児童センターを目指し職員の資質の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●長井市致芳児童センター <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標 <ul style="list-style-type: none"> ①元気に遊び、健康で明るい子ども ②やさしく思いやりがあり、心豊かな子ども ③素直にあいさつができ、話したり、聞いたりできる子ども ・入所定員 130名（4/1入所予定人数52名） ・受入年齢 2歳～5歳児

	<ul style="list-style-type: none"> ●長井市伊佐沢児童センター <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標 <ol style="list-style-type: none"> ①自然の中で、のびのび遊べる子ども ②心豊かに表現できる子ども ③素直にあいさつができ、話したり、聞いたりできる子ども ・入所定員 50名（4/1 入所予定人数 24名） ・受入年齢 2歳～5歳児 ●長井市豊田児童センター <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標 <ol style="list-style-type: none"> ①健康でいきいきと遊べる子ども ②心豊かで思いやりのある子ども ③素直にあいさつができ、話したり、聞いたりできる子ども ・入所定員 100名（4/1 入所予定人数 65名） ・受入年齢 2歳～5歳児 ●長井市平野児童センター <ul style="list-style-type: none"> ・保育目標 <ol style="list-style-type: none"> ①健康でいきいきと遊べる子ども ②心豊かで思いやりのある子ども ③素直にあいさつができ、話したり、聞いたりできる子ども ・入所定員 100名（4/1 入所予定人数 40名） ・受入年齢 2歳～5歳児
	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後児童健全育成事業（学童クラブ） <ul style="list-style-type: none"> ・長井市致芳学童クラブ、長井市豊田学童クラブ、長井市平野学童クラブにおいて、小学生を対象に、放課後の生活の場として健康管理と安全確保を行うと共に、適切な遊びや運動を通し体力増進を図ります。 ・目標 <ol style="list-style-type: none"> ①異年齢集団の中で社会生活を営むために必要な規則や礼儀を身につけ、社会性・協調性を養う。 ②学校との連携、家庭との連絡を密に行い、児童の生活状況及び活動状況の把握に努める。 ③児童センター児童との遊びや合同事業を行い、その関わりの中で思いやりや優しさを身につける。 ・長井市致芳学童クラブ（4/1 入所予定人数 43名） ・長井市豊田学童クラブ（4/1 入所予定人数 61名） ・長井市平野学童クラブ（4/1 入所予定人数 52名） ・対象学年 小学校1年生～6年生
自由来館型児童施設・学童保育事業	
<p>(7) 中央児童センター運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆小学生を対象に、中央児童センターと長井小学校の2ヶ所で学童クラブを実施し、異学年との集団生活の中で、遊びながら運動に親しむ習慣と体力増進を図り健やかな心身育成に努めます。 ◆施設訪問等を行い異世代の交流を図ります。 ◆心身の健全育成においてクラブ活動の実施や地域事業へ積極的な参加により、地域住民からの協力・支援体制づくりに努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・4/1 入所予定人数 171 名（北学童 103 名・南学童 68 名） ・対象学年 小学校 1 年生～6 年生 <p>◆自由来館型の児童センターとして、保育園等の入園前幼児と保護者に対して施設開放し、地域の子育てサークルなどの活動支援や相談事業を実施し、子育て支援を図ります。</p>
障がい福祉サービス事業所	
(8)せせらぎの家経営	<p>◆就労継続支援 B 型事業所として、障がいのある方の自立と社会参加を促進するため、作業訓練、及び日常生活上の支援を通し、健康で明るく生きがいのある生活を送ることができるよう、利用者の意向と心身の状況、生活環境を踏まえて、個別支援計画に基づく適切なサービスの提供充実に努めます。</p> <p>◆生産活動として、就労意欲、技術の向上を図るだけでなく、より多くの工賃を支給することができるよう、工賃向上計画を作成し、目標工賃の達成に努めます。</p> <p>◆安定的な施設経営を目指し、経営改善検討により今後求められるサービスの検討や事業の見直しを行い、経営改善計画を策定し、利用者が安心して利用できる施設づくりに努めます。</p>

7. 共同募金に関する事業

山形県共同募金会の支部(長井市共同募金委員会)として共同募金運動を通じた地域福祉の推進を図ります。

(1)赤い羽根共同募金運動	<p>◆住民に身近な共同募金活動をめざし、市民各位のご理解とご参加を得ながら、社会福祉事業、福祉団体の助成、在宅福祉サービス活動を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 10 月～12 月 ・募金額 戸別募金 一世帯あたり 470 円をめぐに 法人募金 一企業あたり 1,000 円～50,000 円
(2)歳末たすけあい運動	<p>◆新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地区長会、民生委員児童委員協議会連合会の協力により事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施時期 12 月 ・募金額 一世帯あたり 400 円をめぐに

8. 社会福祉に関する広域事業・組織体制の強化

地域福祉活動の計画的推進、広域的な社協の連携、社協組織の強化により地域福祉へ貢献していきます。

(1)地域福祉活動計画	<p>◆「ささえあう 心をつなぐ ふくしのまち ながい」を基本理念に、第二次地域福祉活動計画推進期間の最終年として計画的、体系的に事業推進を行うとともに、5 年間の事業評価と検証を行い、次期計画へ反映させていきます。</p>
-------------	--

	<p>〔第二次計画長井市地域福祉活動計画推進期間〕 平成 27 年度～平成 31 年度</p> <p>◆二次計画を踏まえ、さらなる地域ニーズの把握を行い、「長井市地域福祉計画」及び各地区で推進する「地域づくり計画」その他関係機関の取り組みと連携を図りながら、第三次地域福祉活動計画（2020 年度～2024 年度）の策定に取り組みます。</p>
(2)西置賜地方福祉連絡会議	<p>◆西置賜一市三町連絡会議活動を次のように行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉・在宅福祉活動の連絡調整と研修 ・共同募金運動に関する連絡調整、その他
(3)置賜地方社会福祉協議会連絡会	<p>◆置賜三市五町の社協で構成する置賜地方社会福祉協議会連絡会活動を次のように行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会役員研修会・心配ごと相談員研修会 ・社会福祉協議会職員研修会 ・地域福祉、在宅福祉活動の連絡調整、その他
(4)組織体制の強化	<p>◆地域福祉を推進する社会福祉協議会の役員・職員として、法人基本理念「みんなの力でやさしいふくしのまちづくり」及び基本方針・職員行動規範の下、より質の高い福祉サービスを提供するため資質の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の資質向上のため職員内で検討委員会をつくり、全職員を対象に業務に生かせる研修会の開催や職員のボランティア活動の推進を行います。